

横浜市立森の台小学校 P T A 規約



第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は、横浜市立森の台小学校 P T A と称し、事務局を森の台小学校に置く。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は、次のことを目的とする。

1. 保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における児童の健やかな成長を助ける。
2. 会員相互の親睦と理解を深め、教養の向上につとめる。

第 3 章 方針

第 3 条 本会の活動は次の方針をふまえて行う。

1. 学校教育を建設的に支援し、児童の教育や福祉に協力する。
2. 自主独立のものであって、どのような団体の干渉も受けない。
3. 運営に関しては、学校と互いにその立場を尊重し合う。

第 4 章 会員

第 4 条 本会の会員は次の通りとする。

1. 本会は、第 2 条の目的に賛同する本校に在籍する児童の保護者及び教職員のうち、入会の意思を表明した者をもって組織する。
2. 本会への入会は任意とし、入会および退会を妨げない。退会を希望する場合は、随時事由のいかんを問わず、本校への届出をもって退会できるものとする。
3. 会員児童の卒業、転学、または教職員の離職の際は、その期日をもって会員の資格を失うものとする。
4. 本会の会員はすべて平等の権利および義務を有するものとする。

第 5 章 会計

第 5 条 本会の活動に必要な経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

第 6 条 本会の会費は、一世帯当たり月額 300 円とする。

第 7 条 本会の資産は、第 2 章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第 8 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役員・顧問・会計監査委員

第 9 条 本会の役員は、次の通りとする。

1. 会 長 1 名（保護者）
2. 副会長 3 名（保護者）
3. 書 記 3 名（保護者 2 名、教職員 1 名）
4. 会 計 3 名（保護者 2 名、教職員 1 名）

第 10 条 本会は、顧問を置くことができる。学校長を顧問とする。

第 11 条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、総会・役員会・実行委員会等本会の全ての会議を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は代理をつとめる。
3. 書記は、総会並びに実行委員会の議事を記録し、各種の会合について通知する。
4. 会計は、本会の全ての金銭の収支を正確に記帳し、総会において会計監査を経た決算報告をする。

第 12 条 役員・顧問は、必要に応じ役員会を開き、会の運営について協議する。

第 13 条 本会には会計監査委員会を置き、前年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
会計監査委員会の委員は、2 名（保護者）とする。

第14条 役員及び会計監査委員の任期は1年とする。ただし、役員及び会計監査委員が任期中にやむを得ない諸事情で職責を果たせなくなった場合該当役員からの申し出を執行委員会で承認することにより解任し、代わりに執行委員会にて承認を得た者を役員とすることが出来る。
任期は年度末とし、再選することができる。

(※諸事情とは・・・引越し・介護・入院療養等)

第15条 役員及び会計監査委員の選出は次の通り行う。

1. 役員及び会計監査委員の選出は、立候補者を募る。
2. 役員及び会計監査委員の候補者は、総会において、承認を必要とする。

第7章 役員及び会計監査委員候補者推薦委員会(以下推薦委員会)

第16条 推薦委員会は次の立候補者により構成し、委員長1名、副委員長1名、書記1名を選出する。なお、任務は役員及び会計監査委員が、年度末総会において承認された時点で終了とする。

1. 1～6年生の保護者からの立候補者数名
2. 教職員より選出された2名

第17条 推薦委員会の委員の氏名は、印刷物又は配信をもって公表する。

第18条 推薦委員会は、役員及び会計監査委員の候補者を推薦し、総会の前に、あらかじめ全会員に印刷物又は配信をもって通知する。ただし、全会員に通知する前に、被推薦者の同意を得なければならない。

第8章 連携団体

第19条 本会は、児童の健全な育成と安全確保のため、本会の目的に賛同する外部組織と連携することができる。

1. 本会は、会費の徴収その他の事務について、本校と事務業務委託契約を締結し、これを委託することができる。
2. 児童の安全確保(登校班の編成および旗ふり活動等)に関する活動については、森小みまもり隊(以下MMT)が主体となって運営し、本会はこれに協力するものとする。
3. 本会は、必要に応じて活動助成金を支出することができる。

第9章 総会

第20条 総会は、全会員によって構成される本会の最高議決機関である。

第21条 総会は、毎年2回の定期総会を開催し、次の事項を審議する。

- 年度始め総会
1. 事業報告及び決算報告に関する件
 2. 事業計画及び予算案に関する件
 3. その他の事項
- 年度末紙面総会
1. 新年度役員等に関する件
 2. その他の事項

第22条 総会の定足数は、会員の5分の1(委任状を含む)とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第23条 会長は、実行委員会が必要と認めた場合、又は、会員の5分の1以上の要求があった場合は、臨時総会を召集しなくてはならない。

第10章 実行委員会

第24条 実行委員会は、役員・各委員会の正副委員長・顧問・MMT役員によって構成する。会計監査委員は、実行委員に含まれない。

第25条 実行委員会は、原則前期、中期、後期開催とし、各年度の開始時に、その年度における開催時期および開催頻度を定めるものとし、委員の過半数の出席をもって成立する。また、決議には、委員の過半数の同意を必要とする。

第26条 実行委員会は、次の事項を審議する。

1. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
2. 総会に提案する事項について審議検討する。
3. 常任委員会の委員並びに正副委員長の確認をする。
4. 推薦委員会の確認と新年度副会長・書記定数の決定をする。
5. MMT役員の確認をする。
6. 役員等に欠員が生じた場合にこれに補充する。ただし、会長欠員の場合には副会長の中より補充する。

7. 会員より委任された会務を処理する。
8. 特別委員会設置に関する事項について審議する。
9. その他、会の運営に関する事項について審議する。

第11章 常任委員会

第27条 本会には、常任委員会を置く。

・保健厚生委員会 ・ 広報委員会 ・ ベルマーク委員会

第28条 常任委員会の委員は、次のように選出する。

1. 各委員は1～6年生の保護者から立候補により選出する。また、各委員会の選出人数を原則12名とする。
2. 常任委員は兼務できない。

第29条 1. 常任委員会の正副委員長は、委員の互選により選出される。

2. 任期は1年とし、再任することができる。

第30条 常任委員会の任務は次の通りとする。

1. 保健厚生委員会は、学校の保健・給食並びに児童の健康に関する事項につとめる。
2. 広報委員会は、広報誌を発行し、情報の伝達・意見の交換につとめる。
3. ベルマーク委員会は、ベルマークを通して教育活動につとめる。

第31条 常任委員会は、いかなる事業計画についても実行委員会に諮らなければならない。

第12章 特別委員会

第32条 特別委員会は、実行委員会が必要に応じて設けることができる。いかなる事業計画についても実行委員会に諮らなければならない。

第13章 補足

第33条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。改正案は、総会の5日前までに会員に提示する。

第34条 本会の運営に関し細則、内規が必要とする場合は、その規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て定めることができる。ただし、実行委員会は、細則、内規を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第35条 本会の細則、内規は次のとおりである。

1. 会員資格の取得・更新に関する細則
2. 会費に関する細則
3. 各種委員選出に関する細則
4. 森の台小学校PTA慶弔に関する内規
5. 森の台小学校PTA個人情報取扱規則
6. 森の台小学校PTA情報セキュリティ規則

附則

1. 本規約の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。
2. 本規約改正により、従来の校外指導実行委員会は森小みまもり隊に改称し、児童の安全を目的とする公的な性質に鑑み、本会の会員資格の有無を問わず、本校に在籍する児童の保護者の参画をもって実施される活動団体として位置づけるものとする。

改正履歴

改正日	改正内容
昭和23年5月	初版制定
平成13年	移転・新設・校名変更に伴い、名称変更
平成15年3月5日	第六次改正
平成19年4月23日	実行委員会改正
平成20年2月22日	実行委員会改正
平成21年3月5日	総会改正
平成21年5月12日	総会改正

平成 23 年 5 月 10 日	総会改正
平成 25 年 5 月 14 日	総会改正
平成 26 年 3 月 11 日	総会改正
平成 27 年 3 月 6 日	総会改正
令和 5 年 6 月 13 日	総会改正
令和 6 年 3 月 13 日	総会改正
令和 7 年 3 月 16 日	総会改正
令和 8 年 4 月 1 日	総会改正

各種細則・内規

会員資格の取得・更新に関する細則

《規約第4条に関連して》

1. 本会は、本会の目的に賛同する本校に在籍する児童の保護者及び教職員のうち、入会の意思を表明した者をもって組織する。
2. 本会への入会は任意とし、入会および退会を妨げない。退会を希望する場合は、本校へ届け出ることにより、いつでも退会することができる。
3. 会員児童の卒業、転学、または教職員の離職の際は、その期日をもって自動的に退会とする。
4. 本会の会員はすべて平等の権利および義務を有するものとする。

(細則) ①会員資格の取得および更新については、毎年度始めに実施する所定の方法により、同意の意思を表明することによって行う。

②会員資格の有効期間は同意を表明した日から該当年度の末日までとし、次年度以降は年度ごとに更新の確認を行うものとする。

会費に関する細則

《規約第5条に関連して》

本会の活動に必要な経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

(細則) 会費は前期および後期に分けて納入するものとし、既に納入された各期分の会費は、原則返還しないものとする。

各種委員選出に関する細則

《規約第11条に関連して》

役員は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、総会・役員会・実行委員会等本会の全ての会議を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は代理をつとめる。
3. 書記は、総会並びに実行委員会の議事を記録し、各種の会合について通知する。
4. 会計は、本会の全ての金銭の収支を正確に記帳し、総会において会計監査を経た決算報告をする。

(細則) 6年生の保護者の役員は、卒業関連の仕事はしない。

《規約第15条に関連して》

役員及び会計監査委員の選出は次の通り行う。

1. 役員及び会計監査委員の選出は、立候補者を募る。
2. 役員及び会計監査委員の候補者は、総会において、承認を必要とする。

(細則) ①定数(PTA規約第6章第9条)に満たない場合は、推薦委員会が候補者に対し就任の意思を確認した上で推薦する。

②ひとつの役職に対し候補者が定数を超えた場合は、推薦委員会が協議の上、候補者を決定する。

③推薦委員が立候補者となった場合は、役員選出関連の仕事はしない。

④一度、役員を経験した人は、その後の役員・委員選出を辞退できる。ただし、登校班班長は除くものとする。

⑤役員を経験した人は、経験した人の全ての子どもの卒業式で、希望者に対し優先席を確保することができる。優先席については、次の通りとする。

A) 優先席の上限は二席とする。なお、規約第31条細則⑥の校外指導実行委員の優先席一席分も、上限二席に含まれる。

B) 優先席の上限を一席から二席にする細則は令和5年度に改正されたため、令和4年度以前に役員を1年以上経験した人は、優先席を一席とする。

ただし、令和4年度以前に役員を1年以上経験した人が、令和5年度以降に役員を再度経験した場合、または令和6年度以降に校外指導実行委員会の校外地区代表を経験した場合に、優先席を二席とする。(規約第31条細則⑥に準ずる)

C) 推薦委員は、優先席対象者の確認のため、過年度の役員名簿を参照する。

《規約第16条に関連して》

推薦委員会は次の立候補者により構成し、委員長1名、副委員長1名、書記1名を選出する。なお、任務は役員及び会計監査委員が、年度末総会において承認された時点で終了とする。

1. 1～6年生の保護者からの立候補者数名
2. 教職員より選出された2名

(細則) ①正副委員長の選出に関しては、次にあてはまる人は辞退できる。

- ・1人の子どもについて、3回以上常任委員をした人
- ・過去5年間に実行委員・旧校外指導実行委員・平成23年度以降推薦委員を経験した人
- ・第1子の1年生の保護者と6年生で選出の保護者
- ・個別支援学級に在籍する児童の保護者

②6年生の保護者の推薦委員は、卒業関連の仕事はしない。

《規約第18条に関連して》

推薦委員会は、役員及び会計監査委員の候補者を推薦し、総会の前に、あらかじめ全会員に印刷物又は配信をもって通知する。ただし、全会員に通知する前に、被推薦者の同意を得なければならない。

(細則) 役員及び会計監査委員の候補者の氏名を1週間から10日前に全会員に公示しなければならない。

《規約第19条に関連して》

本会は、児童の健全な育成と安全確保のため、本会の目的に賛同する外部組織と連携することができる。

1. 本会は、会費の徴収その他の事務について、本校と事務業務委託契約を締結し、これを委託することができる。
2. 児童の安全確保(登校班の編成および旗ふり活動等)に関する活動については、MMTが主体となって運営し、本会はこれに協力するものとする。
3. 本会は、必要に応じて活動助成金を支出することができる。

(細則) MMTは、その運営の基幹となる「森小みまもり隊ガイド」の内容を変更する場合、事前に本会役員および学校と協議を行うものとする。

《規約第28条に関連して》

常任委員会の委員は、次のように選出する。

1. 各委員は1～6年生の保護者から立候補により選出する。また、各委員会の選出人数を原則12名とする。
2. 常任委員は兼務できない。

(細則) 会計監査委員と推薦委員も委員経験となる。

《規約第29条に関連して》

1. 常任委員会の正副委員長は、委員の互選により選出される。
2. 任期は1年とし、再任することができる。

(細則) ①常任委員会の委員長は、各1名とする。

②常任委員会の副委員長は、各1名とする。

③次にあてはまる人は辞退できる。

- ・1人の子どもについて、3回以上常任委員をした人
- ・過去5年間に実行委員・旧校外指導実行委員・平成23年度以降推薦委員を経験した人
- ・第1子の1年生の保護者と6年生で選出の保護者
- ・個別支援学級に在籍する児童の保護者

《規約第30条に関連して》

常任委員会の任務は次の通りとする。

1. 保健厚生委員会は、学校の保健・給食並びに児童の健康に関する事項につとめる。
2. 広報委員会は、広報誌を発行し、情報の伝達・意見の交換につとめる。
3. ベルマーク委員会は、ベルマークを通して教育活動につとめる。

(細則) ①6年生保護者の委員は、卒業関連の仕事はしない。

②サポーターに仕事をお願いすることができる。

③役員及び各委員は、会員及び児童の慶弔などに伴う任意の活動には関与しない。

改正履歴

改正日	改定内容
平成13年3月5日	実行委員会制定
平成15年2月14日	実行委員会改正
平成20年2月22日	実行委員会改正
平成21年3月5日	実行委員会改正
平成21年11月9日	実行委員会改正
平成23年2月14日	実行委員会改正
平成23年5月10日	総会改正
平成24年4月25日	実行委員会改正
平成26年3月11日	実行委員会改正
平成26年10月7日	実行委員会改正
平成27年2月12日	実行委員会改正
令和元年12月3日	実行委員会改正
令和5年6月19日	総会改正
令和5年9月21日	実行委員会改正
令和7年2月26日	実行委員会改正
令和8年2月19日	実行委員会改正

森の台小学校PTA慶弔に関する内規

森の台小学校PTAの慶弔に関する内規を次のように定める。

1. 死亡及び病気、事故の場合

- (1) 児童死亡の場合・・・・・・・・金1万円と花輪一基（役員、実行委員、学級委員が葬儀に参列）
- (2) 保護者会員死亡の場合・・・・・・・・金5千円と花輪一基（役員が葬儀に参列）
- (3) 教職員会員の配偶者・子ども・実父母及び同居する義父母死亡の場合・金5千円と花輪一基（役員が葬儀に参列）
- (4) 児童の病気及び事故による10日以上入院の場合・金3千円（役員がお見舞い）
- (5) 教職員・役員・実行委員（いずれも、現職及び元職を含む）の死亡に対しては校長・副校長・役員で話し合っ
て決めることとする。

2. 教職員の結婚は、金5千円を贈り、お祝いとする。

3. 教職員の退職、転任には花束を贈る。

4. 上記の項目に該当しない事項については、校長・副校長・役員で話し合い決めることとし、その結果は実行委員に報告する

《付記》・一切の返礼は受け取らない。

- ・この内規の改正は、実行委員会で行い、総会に報告する。

改正履歴

改正日	改定内容
平成11年2月8日	実行委員会改正
平成14年6月5日	実行委員会改正
平成18年2月21日	実行委員会改正

